

意見陳述書

平成20年2月8日

熊本地方裁判所民事2部合議A係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺信勝

1 はじめに

外国人研修・技能実習制度は、「我が国で開発され培われた技術・技能知識の開発途上国等への移転を図り、当該開発途上国等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的」とする制度であり、国際貢献の一環とされている。

受入人数は年々増加を続け、2006年には「研修」入国者数は92,846人、技能実習への移行者は、41,000人にまで達している。熊本県だけでも研修生は1,147人、技能実習移行申請者は943人にのぼっている。

他方で、研修生に時間外労働・休日労働をさせたり、強制貯金や旅券の取り上げ等の不適切な取扱い事例が全国で続発している。

今や、この制度の実態は「国際貢献のための制度」からはほど遠く、「奴隷労働を生み出すための制度」へと変貌していると言っても過言ではない。

以下では、外国人研修制度の概要とその実態について意見を述べる。

2 外国人研修制度の概要と奴隷労働を強いる構造（別紙参照）

同制度では、外国人は、通常、1年目は、「研修生」として入国し、日本の企業などで約1年間、技術育成や日本語教育等の研修を行う。その後、技能検定試験に合格するなどの所定の要件を満たすと、「技能実習生」に移行し、研修期間と合わせて最長3年間、受入機関と雇用契約を結び、実際に就労することで技術・技能を修得するとされている。

研修は、その名のとおり「学ぶ」ための存在であり、受入機関は、研修生を就労させてはならず、その反面、賃金を支払う必要はないとされている。

技能実習では、受入機関と雇用契約を締結するため、労働基準法等の保護があるとされている。しかし、受入機関が労働基準法等を遵守しなくとも、技能実習生は自主的には受入機関を変更することは許されておらず、技能実習を継続するためには受入機関で実習しなければならない。

制度の概要は以上のとおりであるが、本件は、この制度を悪用して原告らに「奴隷労働」を強いたのである。

3 外国人研修技能実習制度の実態

研修生・技能実習生への違法労働、強制貯金や旅券の取り上げ、暴力などを原因として、法務省から「不正行為」と認定された受入機関だけでも、2003年には92件であったのが、2006年には229件に急増している。

しかしながら、この数字は氷山の一角にすぎない。この制度のもとでは、違法労働が常態化しているとまで評されている。

それでは外国人研修制度違法労働が後を絶たないのはなぜであろうか。

外国人研修生は、出国の条件として本国の送出機関に多額の保証金を納めなければならない。多くの研修生は、保証金を支払うために莫大な借金をしている。そして、強制帰国させられると、預けてある莫大な保証金は没収され、借金地獄に陥る。そのため、研修生は、強制帰国させられることをおそれて反抗することや逃げ出すこともできず過酷な労働に耐えなければならない。受入機関にとって、研修生を安い労働力として買ったとき、文句を言えば帰国させて口を塞ぐ。これは、受入機関が研修生の生殺与奪の権利を握っているに等しい。

2006年8月18日に千葉県木更津市で、養豚場で研修中だった中国人青年が、受入機関に強制的に帰国させられそうになったことから、ナイフで3人を死傷させてしまうという悲劇が発生したが、これは研修生にとって帰国させられる恐怖がいかほどかを如実に物語っている事件である。

国際競争にさらされ経営が逼迫し、人手不足に悩まされる縫製業などの産業界にと

って、外国人研修制度は、研修生を安い労働力として利用することができる、まさに「救世主」ともいうべき存在である。

アメリカのレーゴン米 국무省人身売買監視対策室長は、2007年7月3日の記者会見で日本政府に対して、「使い方によっては、採用側が借金を活用し、労働者が実質的な拘束状態に置かれてしまう」「研修生が強制労働や性的労働に引き込まれる恐れがある」と指摘し、外国人研修制度の廃止を提案したことを明らかにした（別紙2007年人身売買報告書参照。在日米大使館HPより）。「国際貢献」のはずの制度が、アメリカからは「人身売買」と受け止められているのである。

もちろんすべての受入機関が外国人に「奴隷労働」を強いているわけではない。適正に研修を行っている受入機関も存在する。

しかし、制度の実態に鑑みれば、この制度は、「奴隷労働を生み出すための制度」と言っても過言ではないのである。

4 最後に

我々は、この問題が発生してから、JITCOや入国管理局に「奴隷労働」の実態を申告し、調査と指導、そして、新たな実習先を探すよう求めてきた。

しかし、JITCOや入国管理局からは今もって何らの連絡もない。このような制度実態があるにもかかわらず、JITCOや入国管理局等の関係団体・機関の管理監督の機能不全に陥っている。

日本政府は2009年度通常国会前に関連法案を提出すべくこの制度の検討を開始し、厚生労働省、経済産業省、長勢法務大臣私案の中間報告、経団連の提言が明らかとなった。

しかし、厚生労働省、経済産業省、経団連の案からは、研修生を引き続き安い労働力として利用したいという思惑がありありと感じ取ることができる。しかし、これらの改正案ではこの問題を根本的に解決できないことは明らかである。関係省庁や経団連が、研修制度を小手先だけの改正だけで済ませ、その継続を図ろうとするのは、こ

れまでこの制度の実態が何ら断罪されてこなかったからに他ならない。

この制度実態を正面から断罪し被害者を救済できるのはもはや司法しかない。そして、被害の声をあげることができない多くの研修生・技能実習生が固唾を呑んで、この訴訟の推移を見守っている。

裁判所におかれては、この制度を正面から断罪するとともに、原告らの真摯の声に耳を傾け、声すらあげることができない被害者の声なき声に耳をすまし、原告ら、そして、表面化していない多くの研修生・技能実習生を救済する判決を下されることを切に希望する。